

令和7年1月30日

勤怠・給与・人事管理システム導入業務委託業者の募集について（公告）

社会福祉法人 岩手県社会福祉事業団
理事長 八重樫 幸治

社会福祉法人岩手県社会福祉事業団（以下「事業団」という。）の勤怠・給与・人事管理システム導入業務委託について、公募型プロポーザルにより事業者を選定しますので、次のとおり公告します。

記

1 事業内容

- (1) 事業名 勤怠・給与・人事管理システム導入業務委託
- (2) 委託内容 勤怠・給与・人事管理システム導入業務委託仕様書のとおり
- (3) 委託期間
 - ①システム構築 契約締結日から令和7年12月31日まで
 - ②運用及び保守業務 令和8年1月1日から令和12年12月31日まで

2 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、参加申込書の提出日時点において、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

なお、協力会社の参加を認めるが、協力会社として今回の業務委託に関し、複数の企画に参加することはできないものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 岩手県の指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続き開始の申し立てを行った者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てを行った者。ただし、事業団が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。）にない者。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団でないこと。
- (5) 本プロポーザルへの参加者が、契約締結までの間に前各号の参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。
- (6) 過去に、国（独立行政法人を含む。）、地方公共団体又は社会福祉法人が発注した同様

なシステムの受託実績を有すること。

(7) 受託前後問わず、事業団との連絡調整が緊密にできること。

(8) 協力会社がある場合、協力会社は上記(1)から(7)までの全ての要件を満たしていること。

3 関係書類の交付及び手続

(1) 交付方法

関係書類はすべて当事業団のホームページよりダウンロードすること。

(2) 手続

勤怠・給与・人事管理システム導入業務委託プロポーザル実施要領のとおりとする。

4 事務局

〒020-0114 岩手県盛岡市高松三丁目7-33

社会福祉法人 岩手県社会福祉事業団

事務局管理課 本明（ホンミョウ）

TEL：019-662-6851 FAX：019-662-8044

Email：honmyo@iwate-fukushi.or.jp

5 その他

詳細は、勤怠・給与・人事管理システム導入業務委託プロポーザル実施要領による。